

保護者のみなさま

栗東市立大宝西小学校
校長 橋本 三左

大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災その他緊迫事態における非常措置について (5月28日(木)より開始される新たな防災気象情報に基づく)

滋賀県教育委員会より、大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災や緊迫事態の発生により、児童の登下校に危険があると予想される場合、県下一斉に臨時休業等の非常措置基準が示されています。また、地震発生時の栗東市非常措置規準を設けています。

つきましては、児童の通学の安全に万全を期すために、下記のようにいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. テレビ放送等で、栗東市を含む地域に「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」の発令の報道があった場合の措置

- (1) 午前7時において「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または暴風警報が発令中の場合は、臨時休業とします。
- (2) 登校後において、「レベル4（危険警報）」または暴風警報が発令されることが予測される場合は、通学距離、下校時間、通学路の状況等を勘案のうえ、適切に終業時刻を繰り上げて下校の指導を行います。
- (3) 上記以外の警報の発令の場合は、必ずしも臨時休業とは限りません。
- (4) テレビ放送等では、テロップによる休校の指示はされません。また、学校から tetoru による連絡は行いません。ご家庭で情報確認をお願いします。

2. 「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」が発令されていない場合の措置

- (1) 午前7時以降に特別警報または暴風警報の発令が予想されており災害等の危険が予測される場合は、必要に応じて臨時休業を行うことがあります。その場合は、当日の午前7時ごろまでに tetoru による配信をします。
- (2) 午前7時までに、「レベル4（危険警報）」、「レベル5（特別警報）」または「暴風を含む警報」が解除されていても災害等の危険が予測される場合は、必要に応じて臨時休業を行うことがあります。その場合は、当日の午前7時ごろまでに tetoru による配信をします。

3. 安全指導について

- (1) 警報発令時や台風襲来時の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。
危険箇所の点検や持ち物等に十分配慮し、安全に万全を期するよう、適切な注意や助言・指示をお子様をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除され、雨や風が止んだ後にも、河川の増水等の危険が残りますので、通学路などに危険がないかどうか調べていただく等、危険防止の対策にご配慮をお願いします。
- (3) 警報発令時や台風・大雪等の時、児童が遅刻・早退等をする場合には、平常以上に学校（担任）との連絡を密にいただき、児童の登下校の安全に万全を期するようご協力ください。

※地震発生時の栗東市立学校の非常措置基準

「震度5弱以上」の地震発生時、学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況（在宅・登下校・在校等）により安全を優先した対応をします。